

○一般財団法人高知縣市町村職員互助会給付規程

(平成 25 年 3 月 7 日高互規程第 7 号)

改正 平成 27 年 6 月 19 日高互規程第 2 号 平成 29 年 3 月 16 日高互規程第 1 号

令和 5 年 6 月 23 日高互規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人高知縣市町村職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）第 13 条の規定に基づき、運営規則第 2 条第 3 号に規定する事業のうち給付に関する事業の実施につき必要な事項を定めることを目的とする。

(給付の種類及び財源)

第 2 条 この規程による給付の種類は次のとおりとする。

- (1) 医療費
- (2) 結婚祝金
- (3) 出産祝金
- (4) 入学祝金
- (5) 銀婚祝金
- (6) 弔慰金
- (7) 傷病給付金
- (8) 休業給付金
- (9) 在会表彰金
- (10) 災害見舞金
- (11) 差額ベッド費用の助成金
- (12) 傷病見舞金

2 前項に定める給付の財源は、会員の掛金から充てるものとする。

(給付額の算定の基準となる額)

第 3 条 この規程に定める給付額の算定の基準となるべき額は、給付事由が生じた日の属する月の掛金の標準となった額とする。

(給付の請求及び支給)

第 4 条 給付の支給は、この規程に定めるもののほか本人の請求に基づき理事長が行うものとする。

2 前項における給付の条件及び手続き等については、高知縣市町村職員共済組合附加給付支給細則（昭和 41 年高共細則第 5 号）を準用する。

(被扶養者)

第 5 条 この規程に定める被扶養者とは、高知縣市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）及び一般財団法人高知縣市町村職員互助会に被扶養者として届出されている者をいう。

(医療費)

第6条 会員又は被扶養者が負傷又は病気（以下「傷病」という。）について地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号、以下「共済組合法」という。）又は健康保険法（大正11年法律第70号。）に基づく療養の給付及び療養費又は家族療養費（以下「給付」という。）が支給された場合において、その給付を受ける際一部負担金として該当医療機関に支払った金額（共済組合及びその他の法令等によって附加給付された公費負担がある場合は、その金額を控除した金額。）のうち1件25,000円までの額につき、6,000円を控除した金額に相当する額を医療費として支給する。ただし、その額が500円に満たない場合は支給しない。

2 前項に掲げる一部負担金並びに医療費は、共済組合等の請求明細書（給付の支給の基準となった診療報酬領収証明書を含む。）により算出する。

(結婚祝金)

第7条 会員が結婚したときは、結婚祝金として50,000円を支給する。ただし、その支給は1回を限度とする。

2 前項の規定は、退職の日まで引き続き1年以上会員資格を有した者が、その資格喪失後3月以内に結婚したときについても適用する。

(出産祝金)

第8条 会員又は会員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産したときは、出産祝金として30,000円を支給する。

2 前項の規定は、その出産が2児以上の場合にあつてはそれぞれにつき、また、退職の日まで引き続き1年以上会員資格を有した者が、その資格喪失後6月以内に産したときについても適用する。

(入学祝金)

第9条 会員の被扶養者である子が小学校または中学校に入学したときは、入学祝金として15,000円を支給する。

2 会員の被扶養者でない子のときは、親権者となる会員の子とする。

(銀婚祝金)

第10条 会員が婚姻して25年を経過したときは、銀婚祝金として30,000円を支給する。

(弔慰金)

第11条 会員又は親族に死亡があつたときは、次の各号に掲げる区分に従い、その遺族に弔慰金を支給する。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 会員 | 250,000円 |
| (2) 配偶者 | 150,000円 |
| (3) 父母又は子 | 30,000円 |
| (4) 被扶養者である二親等内の親族 | 20,000円 |

- 2 前項第1号に該当した場合において、死亡した会員の子（18歳に達した日の属する年度末までの間にある子であって、かつ配偶者のいない者）があるときは、子1人につき50,000円を加算する。
- 3 第1項第3号に掲げる父母とは、会員及びその配偶者の実父母又は養父母とする。
- 4 会員又は配偶者が死産したときは、20,000円を支給する。

（傷病給付金）

第12条 会員が傷病のため引き続き勤務に服することができない場合にあつて、共済組合法又は健康保険法に基づく傷病手当金の支給期間が満了したときは、6月を限度に傷病給付金を次により支給する。

- (1) 傷病給付金は月額とし、第3条に定める額の10分の5に相当する金額とする。
- (2) 前号の給付金額については、その最高額を150,000円とし、50,000円に満たない場合は50,000円とする。
- (3) 傷病給付金支給の対象となる月において、給料又は傷病手当金の一部が支給された月は、この支給の対象としない。

（休業給付金）

第13条 会員が法令並びに関係構成団体の条例・規則等に基づき任命権者より休業を命ぜられ給料が支給されない場合にあつて、共済組合法に基づく介護休業手当金及び育児休業手当金、又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく介護休業給付金及び育児休業給付金の対象とならない期間について、第3条に定める額の10分の3（条例等により育児休業をした場合には、1歳を超え2歳に達する日までの期間については10分の2、2歳を越え3歳に達する日までの期間については10分の1）に相当する金額を休業給付金として支給する。

- (1) 休業給付金支給の対象となる月において、給料又は休業給付等の一部が支給された月は、この支給の対象としない。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号ならびに同法第29条第1項の規定に基づくもの及び就学・研修等の場合にあつては、本条は適用しない。
- (3) 第12条に規定する傷病給付金の対象となった休業については、本条は適用しない。

（在会表彰金）

第14条 会員が資格取得後、引き続き20年に至ったときは、当該至った年度の翌年度に在会表彰金として30,000円を支給する。

（災害見舞金）

第15条 会員が水震火災その他非常災害によりその住居または家財に損害を受けたときは、次の表の区分により災害見舞金を支給する。

区	地方公務員等共済組合法別表に掲げる損害の程度に準ずる月数	支給額
	3月	50,000円

分	2 月	40,000 円
	1 月	30,000 円
	0.5 月	25,000 円

2 前項の損害の程度の判定については、共済組合の取扱いの例による。ただし、区分 1 月以上において、月数に小数点以下の端数が生じた場合は切り上げることとする。

(差額ベッド費用の助成金)

第 16 条 会員及び被扶養者が 1 月につき 15 日以上入院又は老人保健施設へ入所し、差額ベッド料金を支払った場合は、次により差額ベッド費用助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

(1) 助成金は、1 日 1,000 円（その差額が 1,000 円未満の場合はその金額）として、1 月につき 20 日を限度とする。

(2) 月額基準となる 1 月の単位は、暦月にかかわらず 30 日間とする。

(3) 助成金の基準となる日数の算定にあたっては、継続する入院日数または入所日数を基準とするもので、転院等によって 1 日以上の中断があった場合は、療養が継続される状況であっても、その起算は改めるものとする。

(4) 助成金の支給は、その入院又は入所が継続、断続いずれの状況にあっても、その傷病について 6 月を限度とし、かつ同一の傷病によって再度該当となった場合は、初回の退院等の日から 1 年以内についてはこの対象とはしない。

(傷病見舞金)

第 17 条 会員及び被扶養者が入院又は自宅療養において寝たきりと同様の状態（その傷病が 2 件以上の傷病の複合状態の場合も含む。）が 1 月に 15 日以上継続し、かつ介護を必要とする場合において、1 日につき 1,000 円として 1 月 20,000 円を限度に傷病見舞金を支給する。

(1) 寝たきりと同様の状態とは、次に掲げる状態をいう。

ア 床上起座が不可又は不能

イ 体位変換が不可又は不能

ウ 食事、用便とも要介助

(2) 傷病見舞金は、その傷病の状態が 6 月を超えるものについては、これを 6 月に制限して支給するものとし、またその傷病の状態が回復後再発することがあってもその傷病に限って、再度の支給対象にはしない。

(3) 第 16 条第 2 号及び第 3 号の規定は本条に準用する。

(実施細則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、定款附則第1項に定める設立の登記の日から施行する。

附 則(平成27年6月19日高互規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則(平成29年3月16日高互規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月23日高互規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。